規　則

人事院は、国家公務員法に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年九月十六日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一一六

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表金融庁の部内部部局の項中「研究開発室長」を削り、「コングロマリット室長」を「国際監督室長」に改め、同部証券取引等監視委員会事務局の項中「証券検査監理官　情報解析室長」に改める。

別表総務省の部内部部局の項中「地方情報化推進室長　デジタル放送受信推進室長」を「放送コンテンツ海外流通推進室長　地方情報化推進室長」に改める。

別表財務省の部内部部局の項中「主税調査官　国際租税総合調整官」に、「国有財産有効活用企画官」を「国有財産企画官　国有財産有効活用室長」に改め、「特定国有財産整備室長」を削る。

別表経済産業省の部内部部局の項中「調査統計審議官」を削り、「商務流通保安審議官」を「商務流通保安審議官　原子力事故災害対処審議官」に、「安全保障情報調査室長」を「情報調査室長」に改め、「オゾン層保護企画官」を削り、「宇宙産業室長　防衛産業企画官」を「ロボット政策室長　宇宙産業室長」に、「検査室長　監督室長」を「商取引検査室長」に、「業務管理室長　管理審査専門職」を「管理審査専門職業務管理室長」に改める。

別表資源エネルギー庁の部内部部局の項中「放射性廃棄物等対策室長」を削る。

別表国土交通省の部地方運輸局の項中「地域振興推進室長」を削る。

別表環境省の部内部部局の項中「市場メカニズム室長　フロン対策室長」に、「鳥獣保護業務室長」を「国立公園利用推進室長　鳥獣保護管理室長」に改める。

別表備考第一項中「平成二十七年五月三十一日」を「平成二十七年八月三十一日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。

訓　令

○内閣府訓令第三十二号

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十七年八月二十八日　内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令の一部を改正する訓令

内閣府政策統括官の職務分担に関する訓令（平成十三年内閣府訓令第十九号）の一部を次のように改正する。

別表経済財政分析担当の項８中「区域計画に関すること」の下に「、同法第十六条の三第三項に規定する指針の作成に関すること」を加える。

附　則

この訓令は、平成二十七年九月一日から施行する。

告　示

○法務省告示第四百八十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十六年二月二十日法務省告示第七十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十六日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社フジテッキン	栃木県大田原市北野上二千百十六番地
	鉄筋施工

○法務省告示第四百八十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年一月六日法務省告示第五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年九月十六日　法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社たのひら	神奈川県平塚市豊原町二十八番六号一Ｆ
	とび
株式会社鈴木組	新潟県村上市平林九十七番地一
	型枠施工

○外務省告示第三百十六号

平成二十七年四月三十日及び同年六月十日にオタワで、被用者年金一元化等の社会保障制度改革関連法の施行後の社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定の適用に関する次の口上書の交換がカナダ政府との間で行われた。

平成二十七年九月十六日　外務大臣　岸田　文雄

（在カナダ日本国大使館からカナダ外務貿易開発省宛ての口上書）

（訳文）

E―10190

口上書

在カナダ日本国大使館は、カナダ外務貿易開発省に敬意を表するとともに、二千八年三月一日に効力を生じた社会保障に関する日本国とカナダとの間の協定（以下「協定」という。）及び二千十五年十月一日に施行される日本国の年金制度に関する法律の改正（以下「日本国の法律の改正」という。）に言及する光栄を有する。

在カナダ日本国大使館は、日本国政府に代わって、カナダ外務国際貿易開発省に対して、日本国の法律の改正によって、二千十五年十月一日以後、厚生年金保険が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等に適用され、各共済年金の職域加算年金が同日に廃止され、同日以後、当該職域加算年金の廃止を踏まえて経過措置が講ぜられ、及び同日以後、同日に導入される退職等年金給付（協定の範囲外のもの）（以下「退職等年金給付」という。）が国家公務員、地方公務員、私立学校教職員等の付加的な年金として支給されることを通報する光栄を有する。

在カナダ日本国大使館は、更に、カナダ外務貿易開発省に対して、二千十五年十月一日以後の協定の適用について、日本国政府とカナダ政府との間の相互の理解が次のとおりであることを確認する光栄を有する。

1　協定の適用上、協定第三条1(a)(ii)から(v)までに掲げる日本国の年金制度（協定において「日本国の被用者年金制度」とされるもの）は、日本国の法律の改正による日本国の被用者年金制度の統一を踏まえ、二千十五年十月一日以後、同条1(a)(ii)の厚生年金保険に統一される。同日以後、「日本国の被用者年金制度」は、「厚生年金保険」を意味する。日本国の被用者年金制度の厚生年金保険への統一の結果、同日以後、協定第七条3(b)及び8の規定が適用される状況は、存在しない。